

平成30年市町村別調査結果抜粋(県内19市町分)

付表3

市町村	総住宅数①		住宅総数				構造別住宅数				建て方別				【専用住宅】別の種別等					
	千戸	千戸	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%	千戸	%
全 国	62,197.4	53,618.3	32,401.2	67.7	8,188.8	12.6	39,546.3	57.0	23,669.4	43.9	28,728.6	51.8	23,377.7	41.8	1,409	2.3	22.74	92.68	14.08	
滋賀県	535.8	455.0	315.2	69.3	77.8	14.5	338.2	74.4	116.3	25.6	317.5	69.8	179.2	28.1	5.34	10.92	121.68	16.68		
【市町別】																				
01 金沢市	297.77	292.19	118.81	58.4	34.75	14.2	123.89	61.3	78.31	38.7	115.25	57.9	83.31	41.2	4.49	53.31	109.95	14.82		
02 七尾市	25.68	20.04	15.54	77.4	4.79	19.1	11.71	88.3	2.36	11.8	16.17	80.3	3.71	18.6	6.52	28.38	150.44	19.94		
03 守山市	14.98	28.40	29.45	26.7	5.25	11.9	22.96	85.8	3.14	14.2	30.49	79.3	7.22	18.8	5.82	36.29	143.08	16.80		
04 越前市	13.28	8.99	8.82	88.4	3.12	23.8	9.29	92.8	0.73	7.3	9.11	91.3	0.65	6.3	7.29	55.44	173.09	23.65		
05 敦賀市	7.11	5.61	3.26	92.8	1.49	20.6	5.31	91.1	0.39	3.3	5.49	95.2	0.36	1.6	8.73	64.62	198.12	27.26		
06 加賀市	33.92	24.63	18.65	73.2	6.14	19.9	19.91	80.9	1.72	19.1	18.99	77.0	5.22	24.2	5.66	43.72	149.89	17.81		
07 彦根市	9.37	7.39	6.56	86.4	1.70	18.1	6.71	88.8	0.83	11.2	6.62	87.7	0.82	11.2	6.97	52.94	156.00	19.70		
08 小野市	12.64	11.54	9.51	82.4	0.99	7.8	10.39	89.9	1.16	10.1	9.64	83.5	1.11	11.3	8.24	38.40	149.72	16.61		
09 白山市	14.45	39.02	32.96	84.4	4.13	8.7	35.18	89.8	3.97	19.2	41.82	83.9	5.09	13.0	5.95	46.24	145.44	16.63		
10 能美市	19.74	17.34	13.59	78.3	1.76	9.1	13.15	87.3	2.59	12.2	13.80	80.1	2.24	18.7	3.81	46.50	143.90	17.08		
11 野々市市	29.15	23.34	11.61	45.5	3.56	12.0	14.59	37.1	10.94	42.8	11.42	44.7	13.57	58.1	3.93	29.96	84.93	13.72		
12 川北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
13 津崎町	14.31	12.82	10.12	84.0	3.56	10.4	11.21	87.1	1.01	12.6	19.79	81.2	1.81	14.3	2.81	43.52	131.92	13.82		
14 内藤町	12.12	10.01	6.30	60.7	1.81	11.6	9.19	86.4	1.13	13.6	8.79	82.6	1.29	16.8	5.31	41.66	118.56	16.95		
15 志賀町	9.99	1.11	0.39	39.9	2.18	28.1	0.58	92.3	0.56	7.8	0.34	92.0	0.36	3.5	8.10	63.32	185.33	23.44		
16 宝達志水町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
17 中庭里町	7.11	5.92	3.43	91.1	1.29	17.9	3.77	92.3	0.11	2.3	3.67	93.8	0.11	2.2	7.94	61.28	170.03	21.32		
18 穴水町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
19 粟津町	8.79	6.63	3.88	88.1	2.14	21.3	6.31	95.3	0.11	1.7	6.09	99.2	0.34	5.1	7.86	58.74	172.42	23.66		

※市町村別の結果集計公表は平成27年国勢調査より11月1日時点以上の町数のみであるため、県内19市町別は、川北町、津崎町、志賀町、穴水町については、結果が発表されていません。

(甲全第815号証)

エ 地盤の影響

これまで、屋内退避をする建物に関しては、鉄筋コンクリート造や鉄骨造り等の建物の堅牢性のみに着目されていた。

しかし、上記のとおり、木造家屋でないビルにつき、同ビルは建物から固い地盤に杭を打ち込んで建物を支える「杭基礎」があるところ、揺れによって地面と建物との接合部で杭の頭が破断されたり、抜けたりしたものと推測されている現象が起きるなど、建物が堅牢であれば足りるという状況ではない。「液化化などで杭が曲がることはよくあるが、破断や抜けで建物が倒れたというのは見たことがなく、非常に驚いた。震源断層から近かったことで、設計したときの想定をはるかに上回る揺れに襲われた証拠だ」と専門家が述べているとおり(甲全第807号証)、これまで考慮されなかった地盤の問題を見直さない限り、実効性ある屋内退避場所の選定はなされていない。

オ 小括

以上のとおり、滋賀県内、特に滋賀県版UPZ圏内の地域に関しては、令和6年能登半島地震の被災地同様に「木造家屋密集地域が多数認められる」「プロパンガスを利用する世帯の多い地域」であり、被災地で発生した火災

が起りうる条件が整っている。また、滋賀県版UPZ圏内の高島市及び長浜市は、被災地同様に高齢化と空き家問題を抱える地域であり、建物の管理が十分になされていない結果、家屋が倒壊する危険性のある住居が多く存在する地域でもある。さらに、屋内退避すべき建物の地盤に問題がないかといった本件避難計画では考慮されていない問題も明らかとなっており、本件避難計画で屋内退避場所として指定されている建物への屋内退避が実行できるのかの検証もされていない。

このため、自宅での屋内退避をすることが不可能又は著しく困難な地域が多数存在している。

2 屋内における揺れの影響等

(1) 複数回の強い揺れ

令和6年能登半島地震は、発生日から6日間で震度5強以上に限っても9回もの強い揺れが繰り返し襲っている（甲全第798号証）。

(2) 揺れによる屋内の影響—食器や本の落下、棚の転倒、扉の閉止等

住民らは、強い揺れが何度も襲ってくる中で、また今後いつ強い揺れが襲ってくるかを予測できない中で、屋内退避をすることはできない。以下述べる。

ア 震度5強の場合、屋内ではどのような影響が出るかについて、気象庁によると、「物につかまらなると歩くことが難しい。」「棚にある食器類や本で落ちるものが増える。」「固定していない家具が倒れることがある。」とあり、歩行が難しく、落下物や家具の転倒によって、屋内に留まることが危険な揺れである（甲全第816号証）。

イ 震度6弱の場合、「立っていることが困難になる」「固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。」「壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。」「耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。」とされている（甲全第816号証）。

このように震度6弱の場合も、家具の転倒、ドアの閉鎖、壁のタイルや窓ガラスの破損、落下、建物の傾きや倒壊によって、屋内での怪我、建物の下敷きになる恐れ、屋内から屋外へ脱出する経路が閉ざされる恐れがあり、やはり屋内に留まることが危険である。

ウ 震度6強の場合、「はわないと動くことができない。飛ばされることもある。」「固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。」「耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。」「大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。」とされている（甲全第816号証）。

このように震度6強の場合も、家具や建物の下敷きになる恐れがあり、やはり屋内に留まるとは危険である（甲全第816号証）。さらに、地すべりや山体崩壊によって、自宅建物が押しつぶされたり、当該地域外へ避難するルートが寸断される恐れもあることから、自宅での屋内退避をすることによって避難できなくなる恐れもある。

エ 震度7の場合、「耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。」「耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。」「耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。」とあり、一刻も早く屋外に避難すべきであり、屋内に退避することなどできない大きな揺れである（甲全第816号証）。

このように震度7の場合も、家屋の倒壊によって自宅での屋内退避はできない。

オ このような強い揺れが、繰り返し襲ってくる中で、また今後いつ何時揺れが襲ってくるか分からない状態で、自宅内で屋内退避をすることは、不可能である。屋内退避をすることは、かえって生命、身体を危険に晒す行為である。

(3) 揺れによる屋内の影響—家屋の密閉性等

強い揺れが、繰り返し襲っているなかで屋内退避するということは、どれだけ堅牢な建物であっても、家屋倒壊に至らないまでも細かな亀裂等建物の損傷が生じるおそれがある。すなわち、繰り返す強い揺れにより、建物の密閉性が失われる状況が生じ得る。また、建物に亀裂等が生じたとしても応急措置等により密閉性を回復することはできない。

一方、屋内退避をする理由は、戸締りをする等密閉性を高めた建物内に退避することにより、放射性物質からの放射線が一定程度遮へいされるとともに、屋外からの放射性物質の流入が抑制されることにより、放射性物質の体内への吸入等が低減されることで、放射線の影響を低減することにより、建物の密閉性を前提とする対策である。

このように、地震による強い揺れが繰り返すことにより建物の密閉性を失うことが生じれば、当該建物内に避難した住民は、知らず知らずのうちに屋外からの放射性物質の流入により、放射性物質の体内への吸入等をした結果、屋外と同様に放射線の影響を受けることになり、適切な避難時期を逸し、生命、身体を危険に晒すことになり得る。

3 原子力災害対策指針の欠落—地震時には自宅での屋内退避は実行不可能

- (1) 住民らは、上述のとおり、地震によって家屋が倒壊、損壊している場合や、地震による複数回の揺れが襲ってくる場合、自宅で屋内退避することができない。

しかし、原子力災害対策指針では、「UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。」

(甲全第654号証・71頁)と定めるのみで、地震によって家屋が倒壊、損傷した場合や、地震による複数回の揺れが襲ってくる場合についての規定はない。住民らが、放射性物質が拡散する中で、自宅での屋内退避ができない場合に、どこへどのような方法で避難すればよいのか不明である。

- (2) そもそも原発事故を起こすような大地震の場合に自宅での屋内退避ができ

ないことは常識に照らしても明らかであったし、2016年4月に発生した熊本地震でも既に明らかになっていた（なお、後述するとおり、滋賀県は、国に対し具体的な課題を指摘し、対応を求めているため、国は屋内退避の課題を認識している。）。

それにもかかわらず、現在まで、地震による原発事故時における自宅での屋内退避を改めていないことは、原子力災害対策指針の重大な欠陥であり、欠落である。

- (3) また、地震による原発事故時における自宅での屋内退避は、住民らの生命、身体を危険に晒すものである。

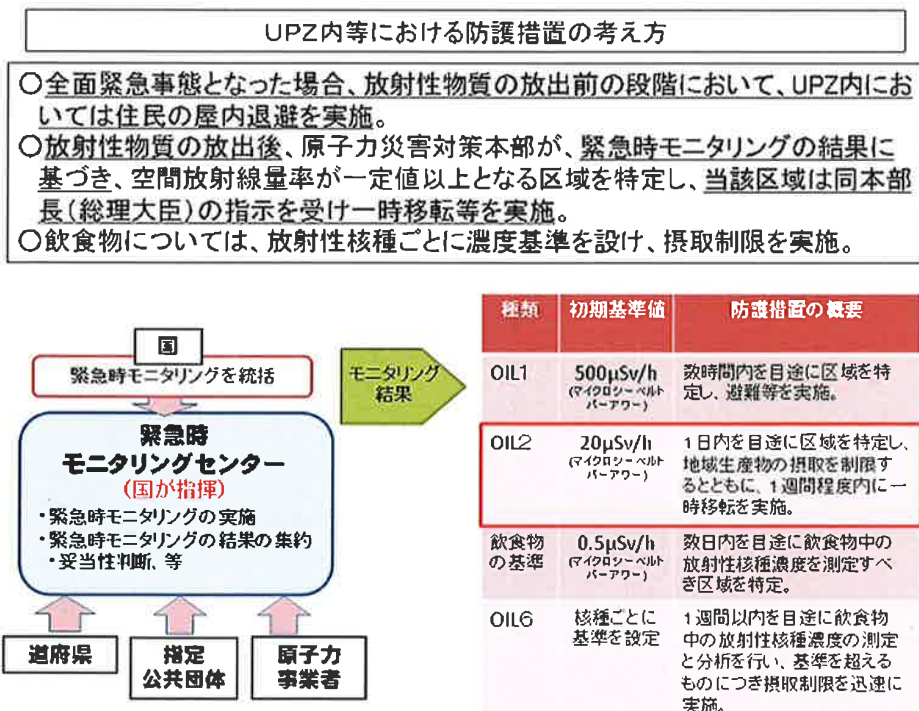
この「住民らの生命、身体」に対する危険は、家屋倒壊の危険に晒されることのみならず、大地震により家屋に軽微であっても損傷が生じることで機密性が確保できず、「放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置」、「屋内退避で放射性プルームをやり過ごし、OILに基づき必要な場合には、適切なタイミングで避難を行うことが無用な被ばくを避ける上で有効」との屋内退避の有効性を根底から覆し、被ばくに晒される危険性も含まれる。

これは、原子力災害対策指針が目的とする「国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要」（甲全第654号証・1頁）に反し、また、その目的を達成するために「住民の視点に立った防災計画を策定すること」（甲全第654号証・1頁）にも反している。

- (4) さらに、原子力災害対策指針は、「国会、政府、民間の各事故調査委員会による各報告書の中においても多くの問題点が指摘され、住民等の視点を踏まえた対応の欠如、複合災害や過酷事象への対策を含む教育・訓練の不足、…等に関する見直しについても多数の提言がされた。」とし（甲全第654号証・2頁）、
「本指針は、…上記の各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で定めたものである。」（甲全第654号証・2頁）としている。

「複合災害」を考慮しなければならないとの提言を受けていたにもかかわらず、原子力災害対策指針は、地震による原発事故（複合災害）の場合の規定を欠いており、福島第一原発事故の教訓すらも踏まえていない重大な欠陥がある。

- (5) そして、原子力災害対策指針では、屋内退避のみをすれば良いのではなく、放射線量が一定の値を超えた場合に避難することとなっており、「放射線量が一定の値を超えた」か否かは、モニタリングポストによる測定により判断することとなっている。



しかし、令和6年能登半島地震では、志賀原発周辺に設置したモニタリングポストの一部（最大18カ所）で発生した放射線量のデータの欠測が生じていたのである（甲全第817号証、甲全第818号証）。すなわち、仮に令和6年能登半島地震により原子力災害が発生した場合、適切な時期に屋内退避から避難するとの計画を実行するための最も重要な情報がないまま判断をせざるを得

ない状況にあったといえる。

令和6年能登半島地震は、モニタリングポストによる放射線量の測定を前提とする原子力災害対策指針に欠陥があったことを明らかにしている。

- (6) 原子力規制委員会の山中伸介委員長は、1月10日、「屋内退避ができないような状況というのが発生したのは事実でございます。」と認めており（甲全第818号証）、原子力災害対策指針を実行することができないという欠陥を認めたのである。

また、同委員長は、2月14日、「自然災害と、いわゆる原子力災害との連携、防災の連携というのは必要あるというふうには考えていますけれども、自然災害に対しての地震、津波も含めたその防災というのは我々が考えないといけないとは考えていません。」「自然災害に対する防災と、我々が求められているその原子力災害に対する防災、これは連携は取らないといけないと思いますけれども、自然災害に対する防災、例えば避難所をつくってください、あるいは道路ができるだけ寸断しないようにしてください、あるいは、家屋が多数倒壊した場合には近隣に避難所を設けてくださいという、そういうことについては我々の範疇外なので、ここについてはそれがしっかりと担保された上で原子力防災に対する屋内退避について考えたい」との認識を示している（甲全第819号証）。すなわち、福島第一原子力発電所での原子力災害のような地震、津波等の自然災害が発生している中での原子力災害は、審査の対象でないばかりか、想定しないことを明言しており、実態に即した原子力災害対策指針が策定されていないことを肯定しているのと同義である。

このように令和6年能登半島地震後の原子力規制委員長の会見から、原子力災害対策指針が、合理的で実効性ある避難計画の根拠たり得ない不備・欠陥を抱えた指針であることを暗に肯定している。

4 避難計画の問題点—滋賀県の認識との関係を中心に

本件避難計画における問題点は、上記原子力災害対策指針の欠落で指摘したこ

とと概ね一致する。

また、原告ら準備書面（79）・14頁以降及び原告ら準備書面（84）・16頁以降で指摘するとおり、滋賀県が認識している屋内退避に対する重大な欠陥が、令和6年能登半島地震により現実化している。さらに、屋内退避に関し、令和5年3月に修正された滋賀県作成の原子力災害に係る滋賀県広域避難計画において、若干の修正がなされている（甲全第820号証・6頁）ものの、未だ屋内退避を原則とする方針を維持しており、屋内退避に対する重大な欠陥が解消されているとはいえないことを明らかとする。

(1) 屋内退避に関する滋賀県の問題意識（甲全第280号証・甲全第656号証）

三日月大造滋賀県知事は、熊本地震を踏まえて屋内退避という避難方法について「屋内退避というものの現実性があるのか。これは、私は非常に懐疑的なのですが、留まって欲しい、居て欲しいということにどれだけの方が応じてただけるのか、今回のように連続して余震等が続く中で、屋内に留まり得るのか。」などと述べ原災指針の中でも規定されている屋内退避という方法について懐疑的な見方を示している（甲全第280号証）。

そして、「原子力災害に係る屋内退避に関する滋賀県の当面の考え方（案）」において、

- ① 屋内退避の有効性についての住民理解の促進
- ② 大規模地震との複合災害時における原子力防災対策の検討
- ③ 屋内退避指示中における先行避難の具体化
- ④ 屋内退避を避難へ切り替えるタイミングの明確化
- ⑤ 適切なタイミングでの屋内退避の実施や、限定的な屋内退避解除の仕組みの構築
- ⑥ その他、必要な基準の明確化
- ⑦ 県の課題解決に向けた取組への積極的な支援

の7項目を熊本地震の経験を踏まえた詳細な理由とともに公表している（甲全第656号証）。

このように、滋賀県は、屋内退避の実効性について、熊本地震という具体的事象を踏まえ、課題があることを十分に認識しており、令和6年能登半島地震により上記課題をより強く認識するきっかけとなったといえる。

(2) 上記問題に対する国からの回答及び避難計画の修正（甲全第820号証）

国は、滋賀県による上記7つの課題について、原告ら及び原告ら弁護団のヒアリングを行った令和3年4月時点（甲全第670号証・5頁）で、回答をしていなかった。

今般改めて滋賀県に確認したところ、国より、電話にて、「まず、地震から身を守ること、倒壊等で屋内退避が困難な場合は、屋内退避が可能な公共施設等で退避する。それも困難な場合は屋内退避が不要な場所へ移動する」との回答があり、令和5年3月の原子力災害に係る滋賀県広域避難計画において、上記連絡の内容を記載した（甲全第820号証・6頁）とのことであった。

(3) 令和5年3月の修正を経ても課題が残っていること

ア 令和5年3月修正の避難計画においても、家屋や近隣の公共施設等での屋内退避をし、「屋内退避中に再度の地震等により被災が更に激しくなるなど、屋内退避の継続が困難である場合」には、屋内退避が不要である地域の避難所等へ移動を行うとしているとおり、屋内退避が原則となっている。

しかし、上記令和6年能登半島地震の状況から明らかなおお、家屋での屋内退避は、退避した者の生命・健康を危険にさらすことと同義であり、実効性ある避難でない。

それに加え、令和6年能登半島地震によって、北陸電力志賀原発30キロ圏にある原子力災害発生時の一時避難場所である放射線防護6施設に損傷や異常が起き、うち2施設は使えずに閉鎖となり、全21施設で断水が起きたことが明らかとなっている（甲全第821号証）。すなわち、原子力災害のた

めの施設ですら屋内退避場所として十分に機能しない施設が存在している状況であり、「近隣の公共施設等」への屋内退避も「家屋」への屋内退避と同様、退避した者の生命・健康を危険にさらす行為でしかなく、実効性ある避難になり得ない。

すなわち、現時点においても屋内退避を原則としている避難計画では「合理的で実効性ある避難計画」たり得ないことは明らかであるにもかかわらず、修正されていない。

イ また、上記修正は、「原子力災害に係る屋内退避に関する滋賀県の当面の考え方（案）」の②、④及び⑤に関連する事項である。

しかし、「屋内退避を避難へ切り替えるタイミング」について、「屋内退避の継続が困難である」場合とするが誰が、いつ、どのように判断するかも明確に規定されておらず、判断要素も明示されていない。すなわち、具体的場面に対して無策であることを明らかとする内容でしかなく、「合理的で実効性ある避難計画」に至っていない。

また、屋内退避の継続が困難であるが、屋内退避地域付近をブルームの通過しようとしている場合、屋内退避を継続するのか屋外に出て屋内退避が必要でない地域に避難するのかを判断しなければならない。もっとも、当該状況は、屋内退避場所の倒壊と被ばくという原因に差異はあれども、住民の生命・健康を危険にさらすことに違いはなく、「合理的で実効性ある避難計画」として機能していない。

このように、上記修正がなされた場合であっても滋賀県の懸念する②、④及び⑤の各課題について、具体的な解決に至っていない。

ウ それに加え、上記修正及びその前提となる国からの連絡によっても「原子力災害に係る屋内退避に関する滋賀県の当面の考え方（案）」①、③、⑥及び⑦については何ら解決されていない。

すなわち、滋賀県は、未だ解決されていない課題を抱えながら避難計画

を作成している状況でしかなく、作成当事者が明確に意識した課題を抱えている避難計画が「合理的で実効性ある避難計画」であるとはいえない。

(4) 小括

このように、滋賀県は、令和6年能登半島地震以前より、屋内退避の実効性に疑問と課題を持っているにもかかわらず、避難の主たる方法として屋内退避を記載している。

そして、令和6年能登半島地震により、屋内退避が実効性のある避難方法でないことが明らかとなったにもかかわらず、未だ滋賀県、長浜市及び高島市は、屋内退避を中心とした避難計画を策定し、当該避難計画のもとで原子力災害発生の際の避難を実施しようとしているのである。

さらに、滋賀県による令和5年3月の修正により新たな課題が明らかとなり、未だ「合理的で実効性ある避難計画」たり得ない未完の計画である。

本件避難計画では、住民の生命・身体に対する危険を防ぐことができず、むしろ住民の生命・身体を危険な状況におくことになることを十分に理解しているにもかかわらず、放置し続けていると言わざるを得ない。

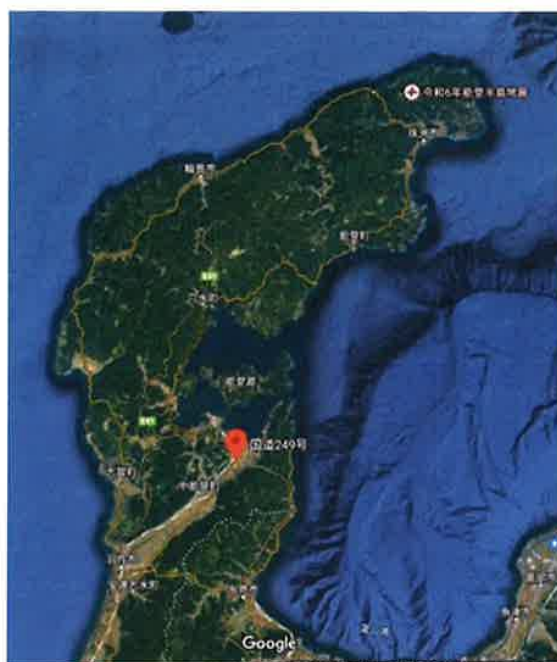
5 結語

よって、建物の倒壊・損傷により屋内退避ができない具体的な可能性があり、かつ、屋内退避中に大きな揺れが発生することで避難をしている者の生命・身体を危険に晒し続ける状況になるばかりか、これらの危険性を十分に認識しているにもかかわらず未だ屋内退避を前提とする原子力災害対策指針及び本件避難計画は、「合理的で実効性のある避難計画」であるとは言えず、住民の生命・身体が害される具体的危険がある状況である。

第4 地震による道路の損壊、寸断との関係

1 能登の大動脈—国道249号線

(1) 能登半島沿岸部を走る国道249号線は、能登の大動脈と呼ばれ、能登半島唯一の国道であり、生活に不可欠な道路である。



(Google map 能登半島 オレンジ色の線が国道249号線)

(2) 令和6年能登半島地震では、半島唯一の国道が複数箇所で損壊し、避難経路を寸断し、外からの救助や救援物資の輸送などを阻んでいる。

国土交通省によると、国道249号線の緊急復旧に着手したのが1月4日で、地震発生から4日後である(甲全第801号証)。国土交通省作成の下図(1月8日時点(甲全第822号証))によると、珠洲市の沿岸部を走る国道249号線は被災箇所が多数であり、地震発生から約1週間経っても唯一の国道の復旧が全くできていない。また、下図の輪島市と珠洲市をみると、孤立集落(赤色の丸印及び黒色の丸印)が多数発生し、解消されていないことが分かる。



(甲全第822号証・1月8日時点)

2 道路の損壊状況

道路の損壊状況について、各地で土砂災害や道路の陥没などが発生している。

(1) 石川県珠洲市

珠洲市では、能登の大動脈といわれている国道249号線が土砂崩れにより寸断されている（甲全第823号証）。



(甲全第823号証・珠洲市、1月3日・国道249号線が寸断)

また、地震によって道路に設置されているマンホールが突き出てしまい、通行できない状況も発生している（甲全第804号証・下の写真）。



(甲全第804号証・石川県珠洲市・地震によって突き出たマンホール)

(2) 石川県輪島市

石川県輪島市では、道路が陥没、損壊し、電柱が道路に向けて傾き、電線が

道路上まで降りてくるなど、到底通行することはできない状況が発生した（甲全第804号証・下の写真）。



（甲全第804号証・輪島市・国道247号線）

(3) 石川県穴水町

石川県穴水町でも、道路が大きく広範囲に陥没する被害が発生しており、通行不能である（甲全第804号証・下の写真）。



（甲全第804号証・石川県穴水町）

同町では、道路の陥没に車両が落ち込んでしまった事態も発生している（甲全第804号証・下の写真）。



（甲全第804号証・石川県穴水町）

救助等のために被災地へ向かう車両が渋滞している（甲全第804号証・下の写真）。



（甲全第804号証・1月6日撮影、石川県穴水町）

3 避難できない、救助できないという現象

(1) 能登半島唯一の国道249号線の複数箇所での損壊によって、住民らは避難経路が寸断され、避難できない状態に陥った。そして、孤立集落は、1月19日まで解消されない状況であった（甲全第801号証・2頁）。

(2) 他方、救助活動に向かう警察、自衛隊らも、道路の損壊のために、被災地へ入ることができない状態に陥った。

福井県警の第一陣として救助活動に出発した機動隊員は、道路の隆起と陥没で救助活動が困難に陥ったと述べ（甲全第803号証）、同様の発言は、石川県に派遣された滋賀県警察本部機動隊の警察官（甲全第824号証）及び静岡県警の警察官（甲全第825号証）も述べていることから、派遣された多くの者が認識している事実である。

(3) これらのことから、地震による道路の寸断が生じれば、避難したくても避難できず、救助したくても救助できない状況になるのである。

4 原発立地自治体の認識の変化

志賀原子力発電所の立地自治体の稲岡健太郎志賀町長は、令和6年2月2日の東京新聞の取材に対し、

① 年に1度実施の石川県と北陸電力による避難訓練につき、想定されている避難経路が今回の地震で壊れ、寸断したことを受け、海にも空にも逃げられない。現実的でなく、訓練のための訓練だった。抜本的に見直す必要があること

② 志賀町内に16カ所ある放射線防護施設については、1カ所に40～50人を収容し、1週間以内に救助隊が来る想定で、備蓄があると認識しているが、万が一の場合、全町民を受け入れる容量はない。施設を何倍も増設する必要があるとして、町防災計画の見直しを検討する必要があるとの認識を持っていることと述べている（甲全第826号証）。

上記発言は、PAZ圏内という原子力災害が発生した場合にもっとも被害を受ける自治体がこれまで策定した地域防災計画及び避難計画とそれに基づく避難

訓練が、令和6年能登半島地震という実際の災害を踏まえれば、全く機能していないという内容である。そして、このことは、現在の避難計画が合理的で実効性ある計画でなかったことを肯定する内容である。

5 本件避難計画の問題点

(1) 道路の寸断に関する想定が十分でないこと

上記のとおり、地震が起きれば道路は寸断する可能性がある。これは、令和6年能登半島地震以前から自明の理であり、同地震により改めて明らかになったに過ぎない。

しかし、原告ら準備書面(84)・12頁記載のとおり、原告ら及び原告ら弁護団によるヒアリングにおいて、滋賀県の担当者は、複合災害を想定していると回答したが、具体的に想定している事態は、「倒木による交通途絶」だけであった。すなわち、令和6年能登半島地震で生じた地震による道路の寸断について、具体的な事態を想定している計画ではない。そして、長浜市及び高島市の避難計画も滋賀県の想定を前提としている以上、地震による道路の寸断について具体的な想定をした上で避難計画を策定していない。

したがって、本件避難計画は、令和6年能登半島地震で生じた道路の寸断と同様の被害を想定して策定されている本件避難計画でない以上、原告らを含めた住民が被ばくを避けながら避難できる「合理的で実効性のある避難計画」でなく、原告らを含む周辺住民の生命、身体が害される具体的な危険性がある状況である。

(2) 道路の寸断により安定ヨウ素剤等の必要な物資の配布が滞ること

さらに、道路が寸断されれば、必要な物資が適時適切に配布されるわけではない。特に、地震発生直後に原子力災害が発生し、滋賀県内に放射性プルームが飛来した場合、被ばくの影響を緩和するために安定ヨウ素剤を服用する必要がある場面が想定される。

安定ヨウ素剤の服用に関し、原告ら準備書面(84)・18頁記載のとおり、

滋賀県及びUPZ内の長浜市及び高島市は、原子力災害が発生した場合において、バスによって避難するために住民が一時集合場所に集合することが予定されているので、一時集合場所で安定ヨウ素剤を配布するのが相当であるとして、事前配布の検討をしていない(甲全第670号証・31頁)としているとおり、一時集合場所に必ず全ての住民が集合でき、取り残される住民がいらないとしている。

しかし、道路が家屋等の倒壊で寸断し、一時避難所に到達できない場合など一時避難所にすぐに到着して安定ヨウ素剤の配布を受けられる者ばかりではない。すなわち、令和6年能登半島地震を教訓にすれば、安定ヨウ素剤という被ばくの影響を緩和する唯一の方法との距離が少しでもあることは、それだけで周辺住民の生命・身体に対する具体的危険性をもった計画であるといえ、被ばくを避けるという目的達成のための「合理的で実効性ある計画」たり得ない。

(3) 本件計画に基づく避難訓練の実効性の問題

上記志賀町長の取材内容からすれば、PAZ圏内の地域の避難計画でさえ、現実の災害を目の当たりにすれば改善をしなければならぬ状況に陥っている。

このことからすれば、令和6年能登半島地震によりUPZ圏内である滋賀県、長浜市及び高島市においても本件避難計画を改善し、当該計画に基づく避難訓練を実施し、問題点を明らかにしていくことが、「合理的で実効性ある計画」に至る唯一の道である。

本件避難計画に基づく避難訓練が、長浜市及び高島市で実施される。しかし、令和6年能登半島地震による問題点について改善されておらず、かつ、当該問題が原発立地自治体の首長が問題提起する程の重大な問題であるため、現状、「合理的で実効性ある計画」でないことの証左であるといえる。

第5 むすび

水戸地裁判決(甲全第646号証)が、「最新の科学的知見によっても、いついかなる自然災害がどのような規模で発生するかを確実に予測できない」(255頁)

と指摘するとおり、上記で指摘する令和6年能登半島地震の被害についてだれも予想しておらず、想定されている被害を大きく上回る被害が生じている。

しかし、原告らが指摘する避難計画の問題点は、令和6年能登半島地震以前の過去の震災（東日本大震災や熊本地震等）の経験から明らかとなった問題点の指摘に過ぎない。そして、令和6年能登半島地震により原告らが指摘する避難計画の問題点が改めて明らかとなったのである。

令和6年能登半島地震発生以前から「合理的で実効性のある避難計画」策定のための時間は十分にあったにもかかわらず、そのような避難計画が策定されることなく今日まで至っている。

原告らとして、令和6年能登半島地震により、本件避難計画が、重大な欠陥・問題点を抱えていることを改めて認識する契機となったと考える。そして、本件避難計画しかない現時点に原子力災害が発生した場合、原告らを含めた周辺住民は、被ばくを避けながらの避難をすることはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があり、原告らの請求を認容すべきである。

以上